

サークル部長・指導者 各位（関係部所 各位）

サークルの主将・主務・幹事 各位

学生部長 百瀬 俊哉

課外活動の取扱いについて（令和5年3月13日以降）

危機管理対策本部会議において、課外活動につきましては、図1のとおり、3月31日までが本学の活動指針レベル1.5、5月7日までが同活動指針レベル1、5月8日以降は同活動指針廃止（レベル0）とすることが決定したことに伴い、下記のとおり通知いたしますので、当該サークルでの遵守と周知を何卒よろしくお願いいたします。最後に、今後、本学の方針が変更になった場合は、速やかに連絡いたします。

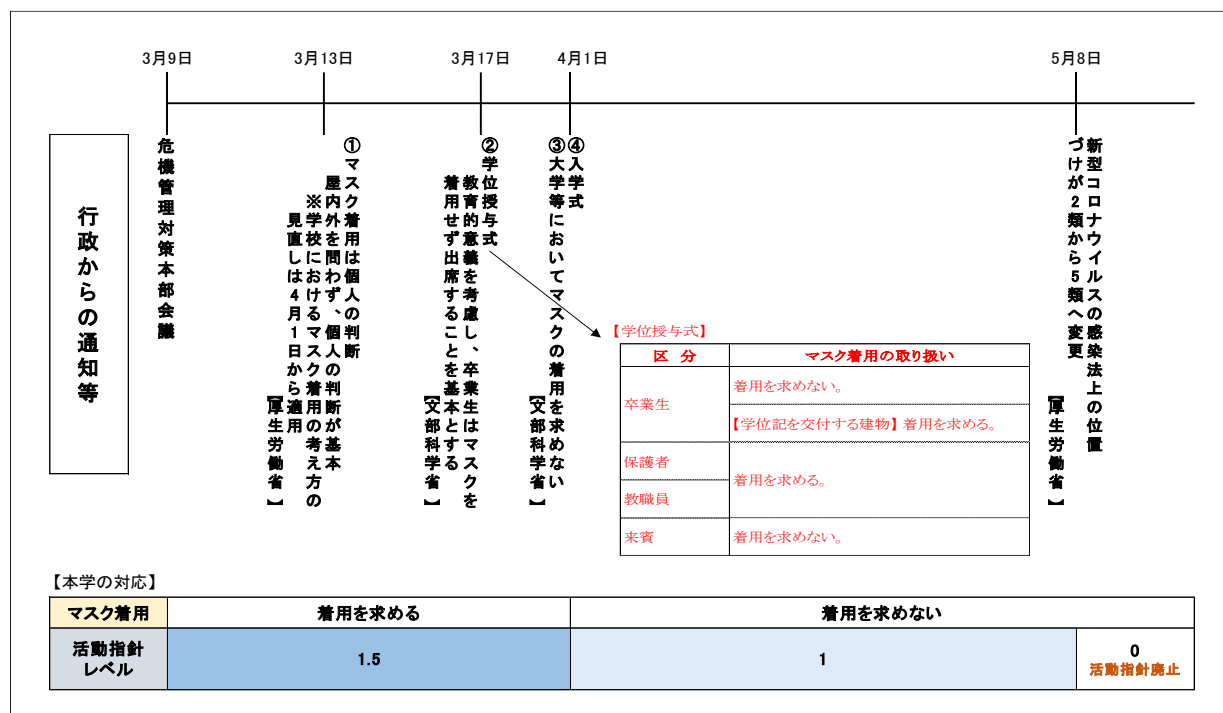


図1 3/9開催の危機管理対策本部会議配付資料（抜粋）「本学の対応及び行政からの通知等」

記

令和5年3月10日～3月31日 【本学の活動指針 レベル1.5】

- 添付資料①の「課外活動におけるガイドライン【第21版（2月20日から）】」を遵守すること。

令和5年4月1日～5月7日 【本学の活動指針 レベル1】

- 上述の「ガイドライン」における運用ではなく、以下の事項に留意して活動すること。
 - ☑ 指導者の配置もしくはいつでも連絡がとれるようにすること。
 - ☑ 保護者の承諾 ☑ 活動時間（最大21時まで） ☑ マスクの着用は求めない。
 - ☑ サークル単位での懇親会は、指導者の参加を義務付けることに加えて、学生部長の許可制とする。
 - ☑ 各自、状況に応じて感染拡大防止に留意して活動すること。

令和5年5月8日以降 【本学の活動指針廃止（レベル0）】

- 通常どおりの活動とするが、上述の留意事項は継続する。